

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成 24 年度地方財政状況調査」、「平成 25 年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成 25 年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成 24 年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が 2,892 億 1 千万円と、前年度の収入総額と比べ 43 億 8 千万円減、98.5% (1.5%)となった。年少扶養控除の廃止等により、個人市町村民税が 49 億 3 千万円、5.3%の増となったが、景気の低迷や平成 24 年 4 月 1 日以後に開始の事業年度より法人税が引き下げられたことによる減収で、法人市町村民税が 4 億 2 千万円、1.7%、土地、家屋の評価替えの影響により、固定資産税が 78 億 2 千万、5.6%の減となったことが主な要因である。
- 2 徴収率は、調定総額 3,117 億 4 千万円に対し 92.8%であり、前年度に比べ 0.6%上昇した。これは、平成 23 年 4 月 1 日から業務を開始した長野県地方税滞納整理機構への滞納案件の移管や、移管予告による自主納付が増加したことに加え、市町村における徴収体制の強化が要因として挙げられる。
主な税目別に見ると、個人市町村民税が 1.0%、法人市町村民税が 0.1%、純固定資産税が 0.3%それぞれ上昇した。(1 財政概要編 第 2 決算関係 2 平成 24 年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は 25 億 2 千万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、18 億 5 千万円で、全体に占める割合は前年度に比べ 4.2%上昇し、73.5%となった。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第 1 表のとおりである。固定資産税が 46.2%、市町村民税が 42.2%で、両税を合わせて全体の 88.4%を占めた。次いで、市町村たばこ税 4.5%、都市計画税 4.3%、軽自動車税 1.7%となった。

二 平成 25 年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。
超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 10、同法人税割 38、固定資産税 11 となっている
(法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む)。
- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。
納税義務者総数は、1,074,207 人であり、前年度に比べ 2,622 人、0.2%増加している。
納税義務者のうち給与所得者は 783,680 人と前年度に比べ 689 人、0.1%減少しており、全体の
73.0%を占めている。
また、納税義務者の県人口(平成 24 年度末住民基本台帳人口)に対する割合は 50.3%である。
所得割の納税義務者は、928,596 人であり、前年度に比べ 1,323 人、0.1%増加し、総所得金額等は
2兆 5,817 億 8 千万円で前年度に比べ 221 億 9 千 4 百万円、0.9%減少している。
所得控除額は 9775 億 9 千 4 百万円と前年度に比べ 63 億 6 千 5 百万円、0.5%増加し、税額控除
額等は 31 億 7 千 5 百万円と前年度に比べ 9 千 5 百万円、2.9%減少している。
これらの結果、所得割額は 919 億 4 千 6 百万円と前年度に比べ 162 億 3 千 5 百万円、1.7%減少し
ている。
- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。
全県の土地の評価総地積は、平成 25 年 1 月 1 日現在 47 億 1,782 万㎡で、前年度に比べ 1,345 万㎡減
少した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 7兆 6,488
億 3 千 4 百万円で、前年度に比べ 1,945 億 8 千 9 百万円、2.5%減少した。また、課税標準額(法定免税点
以上のもの。以下同じ。)は、3兆 2,003 億 5 千万円で、前年度に比べ 670 億 3 千 6 百万円、2.1%の減少と
なった。
次に、平成 25 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 1億 8,648 万㎡で、前年度に比べ 44 万㎡、0.2%
増加した。課税標準額は、4兆 3,821 億 3 千 3 百万円で、前年度に比べ 853 億 7 千 8 百万円、2.0%増加
した。
また、平成 25 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 1兆 9386 億 8 千万円で、前年度
に比べ 537 億円 2.7%減少した。
価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 3.1%の減少、総務大臣決定分が
2.2%の減少、知事決定分が 4.6%の減少となっている。

三 税制改正の概要

平成25年度の市町村税に係る税制改正では、消費税率(国・地方)の引上げをその主な内容とする消費税法等改正法が平成24年8月10日に成立したことに伴い、住宅取得等に係る対策として個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充が講じられるとともに、自動車取得等に係る対策として国及び地方を通じた車体関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされた。

この他、現下の経済情勢を踏まえ、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、延滞金、還付加算金の割合の引下げや、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の見直しなど、納税環境の整備等も行われている。

住宅・土地税制

1 住宅ローン控除の延長及び控除限度額等の拡充 (所得税・住民税)

所得税の住宅ローン控除の適用期限の延長、借入限度額及び控除限度額の拡充に伴い、平成26年4月～29年12月までに入居した所得税の住宅ローン控除適用者のうち、所得税から控除しきれなかった額がある者に係る個人住民税からの控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)に拡充する。

平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

一般の住宅及び認定長期優良住宅

	居住年	適用期間	所得税		住民税(個人)	
			一般	認定(注)		
現行	～平成25年12月	10年	借入限度額	(万円) 2,000	(万円) 3,000	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)
			控除率	1.0%		
各年の控除額	20		30			
最大控除額	200		300			
改正案	平成26年1月～3月 <延長>		借入限度額	4,000	5,000	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)
	平成26年4月～29年12月 <延長・拡充>		控除率	1.0%		
		各年の控除額	40	50		
		最大控除額	400	500		

注)「認定」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

東日本大震災の被災者等の住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例

	居住年	適用期間	所得税		住民税(個人)
【現行】	～平成 25 年 12 月	10 年	借入限度額	(万円) 3,000	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 9.75 万円)
			控除率	1.2%	
			各年の控除額	36	
【改正案】	平成 26 年 1 月～3 月 <延長>	10 年	最大控除額	360	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 13.65 万円)
			借入限度額	5,000	
	控除率	1.2%			
	各年の控除額	60			
平成 26 年 4 月～ 29 年 12 月 <延長・拡充>	10 年	最大控除額	600		

「平成 26 年 4 月～29 年 12 月」欄の金額は、住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % 又は 10 % である場合(東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む。)の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は現行と同じ。

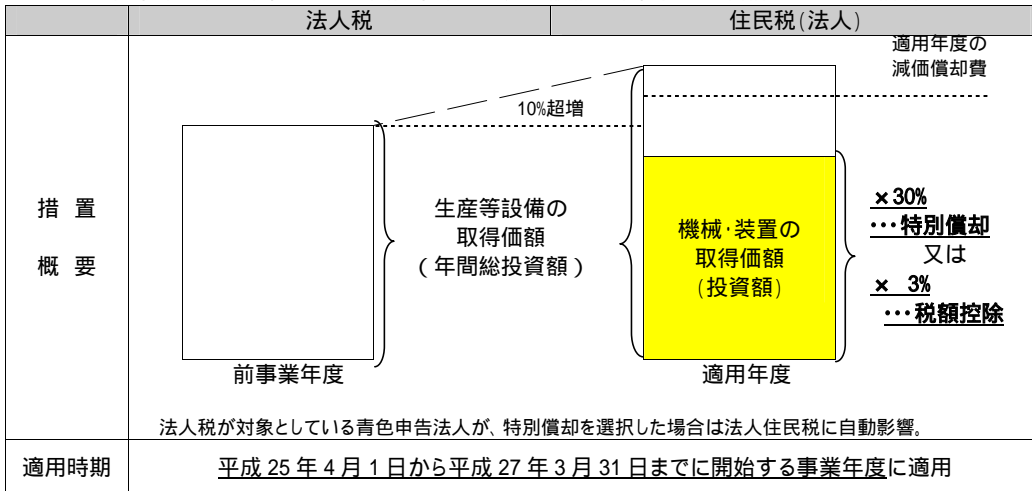
緊急経済対策関連

1 生産等設備投資促進税制の創設

中小企業者等が取得等した国内事業用の生産等設備で、その事業年度終了の日において有する資産の取得価額の合計額が、ア及びイの金額を超える場合、その生産等設備のうちその法人の事業の用に供した機械装置について、取得価額の 30%特別償却又は 3%税額控除を選択適用することができる法人税の措置を法人住民税に適用する。(税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を限度。)

ア 当該適用年度の減価償却費

イ 前事業年度に取得等をした国内事業用生産等設備の取得価額の合計額の 110%相当額



2 所得拡大促進税制の創設

中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合、基準年度(本措置適用初年度の前年度)と比較して5%以上給与等支給額を増加させた場合で、次のア及びイの要件を満たす場合に限り、その支給増加額の10%を税額控除できる法人税の措置を法人住民税に適用。(当期の法人税額の10%を限度。)

雇用促進税制との選択適用

ア 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと。

イ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

	法人税	住民税(法人)
措置概要	控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除	
適用時期	法人税は、青色申告書を提出する法人を対象とし、中小企業者等については法人税額の20%を限度に適用。 平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用	

3 雇用促進税制の拡充

中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の特別控除の限度額を増加雇用者数1人当たり40万円(現行:20万円)に引上げ。

4 中小企業等技術基盤強化税制等に係る特例措置の拡充

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度額にかかる法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除税額の上限を、2年間の時限措置として、当期の法人税額の30%(現行:20%)に引上げ。

5 環境関連投資促進税制の延長等

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長。

- ・ 即時償却の対象資産に熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)を加え、その適用期限を平成27年3月31日まで延長。
- ・ 定置用蓄電設備等を対象資産に加えるとともに、補助金等の交付を受けて取得等したものを除外。

資産課税

1 固定資産税等の非課税措置の延長

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮設施設整備事業により整備する施設に係る固定資産税等の非課税措置の適用期限を1年延長。

2 固定資産税等の特例措置の新設

- ・ 熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税の課税標準について、2年間(H25.4.1~27.3.31までに取得したもの)に限り、最初の3年度分6分の5とする措置を新設。

- ・ 鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準を、2年間(H25.4.1～27.3.31までに取得したもの)に限り、最初の5年度分価格の3分の2とする措置を新設等。

3 固定資産税等の特例措置の見直し

- ・ 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる住宅のうち「建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「要安全確認沿道建築物(仮称)」に該当するものに係る減額を1年度分から2年度分に拡充し、対象とする工事費要件を50万円超(現行:30万円以上)に見直し。
- ・ バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の適用期限を3年延長し、対象とする工事費要件を50万円超(現行:30万円以上)に見直し。
- ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長。
- ・ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を、課税標準の5分の3(現行:2分の1)とした上、適用期限を3年延長。

納税環境整備

1 延滞金等の見直し

各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合の延滞金等の割合について次のとおり見直し。
平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金等について適用

内 容	本則	現行 (特例)	改正後の特例	【参考】 貸出約定金利の 年平均が1% の場合
延滞金 法定納期限を超過し、履行遅滞となつた納税者に課されるもの	14.6%	-	貸出約定平均金利+ 1% + 7.3% (特例基準割合) (早期納付を促す)	9.3%
納期限後1ヶ月を超過する日までに納付があった場合	7.3%	4.3%	貸出約定平均金利+ 1% + 1% (特例基準割合) (早期納付を促す)	3.0%
事業廃止等による徴収の猶予等の場合 (災害・病気等の場合は、全額免除)	2分の1 免除 (7.3%)	4.3%	貸出約定平均金利+ 1% (特例基準割合)	2.0%
還付加算金 地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%	貸出約定平均金利+ 1% (特例基準割合)	2.0%

特例基準割合:国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

2 災害等により期限延長等された場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長

更正の請求期間について、災害等により期限延長され、又は期間の満了日が日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合において、これらの期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するときは、これらの期間の満了日から6ヶ月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとする改正。

平成25年4月1日以降に上記の期間の満了日が到来する更正の請求について適用

3 公的年金からの特別徴収制度の見直し

- ・ 市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、その年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする。
- ・ 特別徴収を停止することとされていた次の場合において、一定の要件の下で特別徴収を継続。
年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合
賦課期日後、その市町村から転出した場合
これらの改正は、平成28年10月以降に実施する特別徴収について適用

4 寄付金税額控除における見直し

平成26年度から平成50年度までの各年度における都道府県又は市町村に対する寄附金(ふるさと納税)に係る寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、その所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算。

その他

【環境関連税制】

地方の地球温暖化対策に関する財源確保(検討事項)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

【車体課税】

自動車取得税の抜本的改革(平成26年度税制改正対応)

自動車取得税について、安定的な財源を確保し、地方財政への影響に対する適切な補てん措置等を講じることが前提に、地方団体の意見を踏まえながら、次の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ・ 二段階で引き下げ、消費税10%時点で廃止。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化。必要な財源は別途措置。
- ・ 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境維持性能に応じた課税を実施。他に確保した安定的な財源と合わせ、地方財政には影響を及ぼさない。

【国民健康保険税】

国民健康保険の被保険者であった者が、後期高齢者医療制度に移行する場合について、特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている特例を恒久化するほか、特定世帯の世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間について4分の1減額。

【金融証券税制】

金融所得課税の一体化

- ・ 平成28年1月1日以降に支払を受けるべき利子等及び譲渡益等について、現在のところ上場株式等の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算範囲を、公社債等の利子等及び譲渡損益にまで拡大。
- ・ 損益通算範囲の拡大にあわせ、現在非課税とされている公社債等の譲渡益について、20%の申告分離課税制度を導入。

少額投資非課税制度(NISA)の見直し

- ・ 平成26年から導入予定の少額投資非課税制度(NISA)について、非課税口座開設期間を現行の3年間(平成26年～28年)を10年間(平成26年～35年)に拡大し、保有期間を10年から5年に短縮。

【その他】

法人に係る利子割の廃止

- ・ 平成28年1月1日以降に支払を受けるべき利子等に係る利子割に係る納税義務者について、法人を除外し、個人に限定。
- ・ 道府県民税法人税割からの利子割額控除制度及び控除不足額の道府県税均等割への充当・還付制度の廃止。